

倉敷市議会議員
おお もり ひで ゆき
大守秀行

市議会だより
2015.9.吉日 No.9

発行責任者：大守秀行
〒713-8550
倉敷市玉島乙島7471番地
TEL：(086)525-2226
自宅：倉敷市中島1835-20



平成27年9月議会トピックス

倉敷みらい創生人口ビジョンと倉敷みらい創生戦略

倉敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案を受け、本市の目指すべき将来の方向や人口の将来展望、また戦略策定の視点や基本目標及び具体的な施策等を記載した、倉敷みらい創生人口ビジョン（地方人口ビジョン）と倉敷みらい創生戦略（地方版総合戦略）が策定されました。

ジーンズ着用議会

本議会はジーンズを着用しての議会で、開会日は全員ジーンズとボロシャツを着用し、私は一般質問時にはGジャンを着用して質問に臨みました。尚、質問内容につきましては、翌日9月10日の山陽新聞（倉敷総社版）に記事として大きく掲載されました。



●「介護保険制度について」

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について

1. 介護を取り巻く環境について

背景

2000年に介護保険制度が創設された当時約55万人だった介護職員は、2013年には約171万人に増加したが、団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、要介護の高齢者が増加すると思われる2025年には約248万人の介護職員が必要と推計されている。しかし、15～64歳の年代、いわゆる生産年齢人口は減少傾向にあり、2025年にはさらに減少し経済状況の好転などに伴い、他の産業へ人材が流出する恐れもあると推測されている。厚生労働省では、これらを背景に現状の施策を継続した場合、2025年には約30万人の介護職員が不足するとの見通しを示しており、医療ニーズの高まりや、認知症の高齢者や高齢者のみの世帯が増加する事に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応できる介護人材の確保と、質的向上を図る必要があるなど様々な課題があるとしている。この要因は、わが国の急速な高齢化があり、介護保険制度が始まった2000年の65歳以上の高齢者人口は2,204万人で高齢化率17.3%で、昭和22年～24年生まれの「団塊の世代」が65歳以上になる現在では3,395万人で高齢化率は26.8%となり、更に10年後の2025年には高齢化率が30.3%に達すると推計されている。また、要介護認定者数も2000年の218万人から、現在の618万人と約2.8倍となっており、今後、更に増え続けることが予想されている。そして、国の介護費用は、現在の9.4兆円から団塊の世代が75歳以上になる2025年には、約20兆円と倍増することが見込まれている。このような状況か

ら、国においては「医療・介護総合確保推進法」による介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み等が進められていると認識している。

質問1 本市でも高齢化が進み、介護認定を受ける方々が増加しているが、本市の高齢化と介護認定の現状、また、介護保険事業計画による今後の推計値をお示し頂きたい。

答弁 保健福祉局吉田参与 65歳以上高齢者数につきましては、2015年3月末現在では122,758人で高齢化率25.4%となっております。要介護等認定者数（要介護・要支援認定者数）につきましては、2015年3月末現在では、25,241人となっております。次に、介護保険事業計画による今後の推計値でございますが、2020年には、65歳以上の高齢者数が133,453人で高齢化率は2.2ポイント増の27.6%、要介護等認定者数は、このままの傾向が続ければ30,242人になると推計しており、団塊の世代が75歳となる2025年には、65歳以上の高齢者数が133,404人で、高齢化率は2.4ポイント増の27.8%、要介護等認定者数は34,293人になると推計しております。本市といたしましては、高齢者の社会参加を通じた介護予防や認知症予防の強化等を進め、要介護認定等を必要としない元気な高齢者の方が増えることを目指してまいります。

2. 「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の考え方と開始時期について

背景

高齢者の方々が自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、例え、要介護状態になったとしても、家族の一員である、誰かのために役立ちたいという高齢者の方々の思いを実現すること、これが「介護予防」において大変重要な観点であり、地域には元気な高齢者の方々、認知症の高齢者の方々、要介護・要支援の高齢者の方々など、様々な高齢者の方が住んでおられ、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすことが「介護予防の推進」につながり、地域の特性を活かしながら誰でも参加することのできる住民主体の活動を地域に展開することにより、住民同士の支え合いが可能となり、引いてはそれらがコミュニティを支えるこのことに繋がると認識している。

国は、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、介護予防給付の「訪問介護」及び「通所介護」について全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「新しい総合事業」へ平成29年4月までに移行することとしている。国の制度改革に伴い、今後、生活支援サービスの検討をはじめ、民間企業やボランティア等の多様な事業主体による多様なサービスの充実を図り、一体的かつ総合的に実施する必要があると認識している。また、高齢者の社会参加を推進するとともに、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる環境整備、これが重要であると認識しており要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みづくりが重要であると考えている。厚生労働省の調査では、「介護を受けながら自宅で暮らしたい」と望む高齢者が7割を占めており、国は在宅介護を軸に整備していく方向性であると認識している。

この新しい総合事業に関しては、国のガイドラインでは、平成29年4月までのいずれかのタイミングで事業を開始することとされている。また、新しい総合事業の事業費の上限が移行前年度の費用に着目して設けられることとなっており、大幅なマイナス改定がされた平成27年度の介護報酬改定前の平成26年度実績額が活用でき、かつ、上限について前年度実績に10%の上積みをするという特例が最大限活用できる。具体的には、例え

ば、本年度中に新しい総合事業を開始した場合は平成26年度の介護報酬実績が適用され、更に10%の特例が付く。しかし、平成28年度に開始した場合は、10%特

例はあるもののマイナス改定された平成27年度の介護報酬実績が適用され事業費は少なくなる。このように、平成27年度中に移行するのが、財源のうえで最も有利なため、全国ではすでに新しい総合事業を展開している自治体がある。そこで今年の7月に、本年4月から、新しい総合事業を展開されておられる千葉県松戸市に、会派でお伺いさせて頂き、新しい総合事業についてご教示頂いた。松戸市では、新しい総合事業の開始年度を、平成27年・平成28年・平成29年4月として、それぞれの年度毎経費を算出されておられ、平成27年度から事業を展開した場合がやはり一番財源が有利なことから、約100日間という非常に短期間で事業を立ち上げ運用しておられた。本市においても、松戸市同様に平成27年度中の移行が財源的にも有利かと思われる所以、是非とも平成27年度中に新しい総合事業に移行すべきだと考える。

問 2 本市では新しい総合事業について、どのような考え方に基づき実施するのか、また、いつから開始されるのかお示し頂きたい。

答 弁 伊東市長 「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる「新しい総合事業」につきましては、先般の介護保険法の改正により創設されました。これは、要支援認定を受けておられる方の訪問介護と通所介護のサービスについて、同じ介護保険の財源を使って市が実施する事業に移行し、地域の実情に応じた多様な支援を充実させるとともに、一般の高齢者の方の介護予防の取組みを強化することにより、高齢者が元気で暮らしていける地域づくりを進めるというものです。本市におきましては、新しい総合事業に取り組むにあたっては、まず、円滑な移行を進めるため、基本的に現行のサービスの形を維持したまま移行を進め、その上で、高齢者が気軽に参加できる通いの場の充実等の地域づくりについては、関係者の方々と協議する場を早期に設けつつ、しっかりと時間をかけて検討を進めていきたいと考えております。また、移行の時期でございますが、制度上は平成29年4月までの猶予期間が設けられておりますが、本市といたしましては平成28年3月に事業に移行することを考えております。このような早期移行を進める理由といたしましては、新しい総合事業については事業費の上限が設けられる中、基本的に現行のサービス水準を維持しつつ、時間をかけて地域づくりを進め、かつ、将来財源不足を生じさせないためには、議員御提案のとおり、事業費の上限の観点から有利な平成27年度中の移行が必要と判断したためです。このように本市といたしましては、新しい総合事業に早期にかつ積極的に取り組むことで、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。



3. 「新しい総合事業の進め方」について

背景

新しい総合事業は、介護予防給付の「訪問介護」及び「通所介護」を移行し、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としていると認識している。また、介護予防事業については、従来は介護予防普及啓発事業が中心であったが、新しい総合事業では、地域における住民主体の取り組みを支援する事業、これが中心となると認識をしている。

問 3 新しい総合事業の目的は、地域の資源を有効活用して今後の高齢社会に適応した地域づくりを行政が市民と協働して行うことにある。本市においては、市内の高齢者の健康状態やニーズを十分に把握し、どのような社会資源が活用可能なのかを考え、事業者や市民の方々と共通認識を図る必要があると考えるが、本市のご所見と取り組み方などをお示し頂きたい。

問 4 新しい総合事業の実施に当たっては、市の裁量が大きく柔軟に事業を展開できるため、工夫次第では新たな事業の創生などが可能となる。長年過ごした地域の中でいつまでも元気で暮らし続け、地域の中で活躍したいと思う高齢者の方々は、地域の中に数多く存在していると思うので、高齢者の方々が活躍

できる場所を数多く作り出し介護の予防に繋がるような事業が必要だと考えるが、本市のご所見をお示し頂きたい。

答 農 保健福祉局吉田参与 新しい総合事業に早期かつ積極的に取り組み、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを進める上では、高齢者のニーズや地域の社会資源等を把握しつつ、事業者や市民の方々と意見交換をしながら、共通認識を持つことが重要であると考えております。そのために、社会福祉協議会、高齢者支援センター、庁内の地域包括ケアシステム連絡会議の職員等を対象に 外部講師による講演、事例発表、地域のことについて議論するグループワークを組み合わせた「倉敷版地域包括ケアを考える～地域づくり、人づくりのために～」と題する研修会を7月末に開催するなど既に取組を開始しております。今後は、社会福祉協議会や高齢者支援センターの代表等の関係者からなる協議の場を早期に立ち上げ、意見交換をしながら、サロンをはじめ既に地域で実施されている高齢者が参加できる通いの場の整理等を進めてまいります。あわせて、新しい総合事業の円滑な実施のため、事業者など関係者に対してきめ細かな説明も実施してまいります。次に「高齢者が活躍できる場をつくりだし、介護予防につながる事業の必要性」につきましては 高齢者が地域で役割を持って活動することが介護予防の観点からも重要であり、そのような場が地域の身近なところにあることが求められます。

4. 「新しい総合事業の利用者のサービス内容の決定」について

問 5 新しい総合事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者であり、市町村または、地域包括支援センター等が判断することと思いますが、本人の意向を最大限尊重しつつ、利用者の状態に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断して頂きたいと思うが、市としての方針をお示し頂きたい。

答 農 保健福祉局吉田参与 「新しい総合事業の利用者のサービス内容の決定について」ですが、議員ご指摘のとおり、ご本人の御意向を尊重しながら、高齢者支援センター等が行うケアマネジメントを通じて、適切な支援につなげてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

5. 「地域包括ケアシステムの構築」について

背景

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となったとしても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・そして生活支援が、一体的に提供されるシステムであり、冒頭、本市での高齢者の増加推計について答弁頂いたが、こうした高齢者の増加に伴い、今後、認知症の高齢者の方々の増加が見込まれることから、認知症高齢者の方々の生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要だと認識している。

問 6 本市には、現在、倉敷、水島、児島、玉島地区の4地

区で展開をされておられる地域ケア会議、また、小学校区単位に細分化された小地域ケア会議がある。今後、地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議や小地域ケア会議などの現行のシステムを効率よく活用することが重要なポイントだと認識しているがご所見をお伺いしたい。

問 7 私の個人的な意見ですが、地域包括ケアシステムへの速やかな移行は、新しい総合事業の早期運営のほか、先ほど触れた地域ケア会議や小地域ケア会議を展開されている地区の、より良い取り組みを十分把握し、そのノウハウを他の地域に水平展開する、この方法が有効ではないかと考えるがご所見をお伺いしたい。

答弁 保健福祉局吉田参与 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医師などの多職種が参加して地域課題等について話し合う地域ケア会議を推進することが効果的です。このため、国では介護保険法改正で平成27度より法定化されましたが、本市におきましては、この法定化に先立ち、平成19年度から4つの行政区単位の地域ケア会議と小学校区ごとの小地域ケア会議を立ち上げ、関係者の間で情報共有を図りつつ、地域課題の解決に取り組んできました。例えば、認知症カフェの開催や見守りの充実等一定の成果もあがっております。

本市としては、今後も、地域ケア会議を積極的に活用しながら地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきたいと考えております。また、他地域への水平展開に関しましては、議員ご指摘のとおり、より良い取組を共有し、他地域へ波及させていくことは地域包括ケアシステム構築を進める上で有効であると考えて

おります。このため、今年度、市として、4地区合同の地域ケア会議を初めて実施する予定としております。この合同会議においては、例えば、認知症カフェなど各地区で進んだ事例の発表を行っていただき、4地区の関係者の間でその内容やノウハウ等を共有したいと考えており、これらを通じて、各地区的ニーズに合う事例は先進事例を踏まえつつ、取組を進めていただけるような環境整備をしていきたいと考えております。



平成27年度9月補正予算の概要

あらまし

今回の補正予算は、来年度中の利用開始に向けて実施する中学校普通教室へのエアコン設置に要する経費、現在策定を進めている倉敷市の地方創生総合戦略に掲げる予定の事業費、サミット教育大臣会合開催に向けた準備経費、浸水対策事業費、災害復旧費のほか、決算剰余金を活用した単独公共事業費の追加分などを中心に計上している。

歳出では、まず、中学校3年生及び特別支援学級の普通教室にエアコンを設置するための経費を計上している。次に、倉敷市の地方創生総合戦略に掲げる予定の事業費として、日帰り産後ケアの利用者負担軽減を新たに実施するための経費、児島市民病院での分娩を早期に再開するための施設修繕に対する繰出金、観光客の更なる誘致に向けた無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境を整備するための経費、外国人観光客の受入環境整備のため施設の案内誘導表示の外国語表記などに取り組む事業者を助成する経費のほか、高梁川流域圈成長戦略ビジョンにも掲げている

事業費として、親子で利用できる公園など子育て応援施設の情報を発信するための経費、圏域への移住を検討している方が住宅探し等の拠点として利用できるお試し住宅を提供するための経費などを計上している。また、来年5月に本市で開催されるサミット教育大臣会合に向けたPR等に要する経費、堰の改修などの浸水対策事業費、本年7月の台風11号による農業施設や林地、道路等の災害復旧費のほか、市民生活に密着した道路、公園、河川、農業施設、学校・園施設の単独公共事業費などを計上している。

このほか、財政調整基金や公共施設整備基金への積立金を計上したほか、PFI(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法)による中庄団地建設事業費などについて債務負担行為を計上している。

歳入では、繰越金や地方交付税、国・県支出金、市債などを計上したほか、財政調整基金により財源の調整をしている。この結果、一般会計では47億6,100余万円の増額となり、累計では1,871億600余万円(前年度同期比104.6%)となっている。

予算規模

単位：千円

区分	補正前の額	補正額	計	前年度同期比(%)
一般会計	182,345,613	4,761,226	187,106,839	104.6
特別会計	130,904,450	8,356	130,912,806	109.0
財産区会計	66,168	-	66,168	63.5
企業会計	51,770,062	44,100	51,814,162	110.5
合計	365,086,293	4,813,682	369,899,975	106.9

皆さんのご意見や市政についてのご相談は、お気軽にお声掛けやお電話、また、大守秀行ホームページ(<http://oomori-hideyuki.com>)及びフェイスブックにてご連絡頂きますようお願い申し上げます。